

## 学術大会会長の選出に関する細則

### 第1条

会則第29条にて定める日本ボツリヌス治療学会学術大会(以下「学術大会」という。)の会長選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

### (選出方法の原則)

#### 第2条

会長は、理事会において、理事の自薦または推薦により学術大会開催を希望する会長を選出する。理事会にて会長候補者を決定し、総会・代議員会での承認を得る。ただし、会長候補者の選出にあたっては、基礎系及び臨床系の各専門分野、業績、本学会に対する貢献度のほか、地域別の配分などを考慮するものとする。

### (選出する開催年度)

第3条 会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術大会について行うものとする。

### (選出手続きの時期)

第4条 会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。理事会での協議・会長候補者選出を行うものとする。

### 附則

本規則は2024年9月25日から適用する。